

17 人件費及び人材派遣会社への支払額

第1面の「4この事業所の従業者数」欄の（3）が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

- ◆この事業所が令和5年1月から12月までの1年間に支給した給与額又は支給すべき給与額について、所得税、保険料、組合費などを差し引く前の額で記入してください。
- ◆この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の人件費及び人材派遣会社への支払額は含めません。

- （1）欄は、常用雇用者及び有給役員（第1面の「4この事業所の従業者数」の③+④+⑤に該当する者のうち、この事業所に従事している者）に対する基本給、諸手当（家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など）、特別に支払われた給与（期末賞与など）を記入してください。
- （2）欄は、上記雇用者に対する退職金や解雇予告手当、第1面の「4この事業所の従業者数」のうち「⑨出向」に対する支払額、「臨時雇用者」に対する給与、「⑧送出者（別経営の事業所へ出向又は派遣している者）」に対する負担額などを記入してください。調査時点（令和6年10月1日時点）で臨時雇用者がいない場合でも、令和5年に臨時雇用者を雇用して支払った給与がある場合は、ここへ記入してください。
- （3）欄は、第1面の「4この事業所の従業者数」の「⑩派遣」に係る人材派遣会社への支払額を記入してください。

17 人件費及び人材派遣会社への支払額 (令和5年1月から12月までの1年間)		金額						
		千億	百億	十億	億	千万	百万	円
(1) 常用雇用者及び有給役員(第1面4欄「この事業所の従業者数」の③+④+⑤に該当する者のうち事業所に従事している者)に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額					9	9	2	0,000
(2) 常用雇用者(④、⑤)及び有給役員(③)に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者(⑨)に係る支払額、臨時雇用者(⑥)に対する給与、送出者(⑧)に対する負担額など					6	2	7	0,000
(3) 派遣受入者(⑩)に係る人材派遣会社への支払額					2	1	8	0,000
合 計★					1	0	7	5,000

18 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 (令和5年1月から12月までの1年間)		金額						
		千億	百億	十億	億	千万	百万	円
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額				2	5	4	5,000
燃料使用額	石油、ガス、石炭など(貨物運搬用及び暖房用の燃料、自家発電用の燃料費を含む)				3	7	9	0,000
電力使用額	電灯用を含め、自家発電は除く				6	8	9	0,000
委託生産費(外注加工費)	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工費又は支払うべき加工費				3	6	6	0,000
製造等に関連する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関連する外注費(派遣、委託生産費などの外注費は除く)					9	2	0,000
転売した商品の仕入額	令和5年中に実際に売り上げた転売品(在庫は除く)に対応する仕入額(年初転売品在庫額+当年転売品仕入額-年末転売品在庫額)				6	0	3	2,000
合 計★					3	3	0	1,500

19 有形固定資産														※第1面4欄「この事業所の従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、有形固定資産の内訳については記入不要です。(土地の額及び有形固定資産(土地を除く。))の計額のみ記入してください。 ※9人以下の事業所は、記入不要です。																						
土地 ★														有形固定資産(土地を除く。)																						
														計 ★				建物、構築物 (土木設備、建物附属設備を含む。)				機械、装置 (附属設備を含む。)				船舶、車両、運搬具、耐用年数 1年以上の工具、器具、備品等										
千億 百億 十億 億 千万 百万 円 円														千億 百億 十億 億 千万 百万 円 円				千億 百億 十億 億 千万 百万 円 円				千億 百億 十億 億 千万 百万 円 円														
年初現在高														8	3	1	5	0,000	8	3	1	5	0,000	7	6	0	0,000	6	3	5	5	0,000	1	2	0	0,000
取得額 (令和5年1月から 12月までの1年間)		新規のもの		X	X	X	X	X	X	X	X	2	5	5	0	0,000	1	0	2	3	0,000	1	8	2	0	0,000	2	0	7	0,000						
		中古のもの											1	4	9	0,000							1	0	0	0,000	1	3	9	0,000						
除却・売却による減少額 (令和5年1月から12月までの1年間)														0	0,000	1	4	0	0,000	建設仮勘定(令和5年1月から12月までの1年間) 有形固定資産以外のもの及び土地は記入してください。								4	7	2	0,000					
減価償却額(令和5年1月から12月までの1年間) 減価償却額がない場合は「0」を記入してください。				X	X	X	X	X	X	X	X	1	6	2	4	0,000	建設仮勘定(令和5年1月から12月までの1年間) 有形固定資産以外のもの及び土地は記入してください。								5	1	5	0,000								

●「19 有形固定資産」の説明は、14 ページを参照してください。

18 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

第1面の「4この事業所の従業者数」欄の（3）が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

◆管理・販売部門の外注費及び派遣会社への支払額は含めません。

●「原材料使用額」

- ・この事業所が所有する燃料以外のすべての製造加工用等の原材料のうち、実際に製造等に使用した総使用額を記入してください（購入額を記入するものではありません）。また、自己の所有するものに限りです。

○「原材料」に含むもの（例示）

主要原材料、補助材料、容器・包装材料、耐用年数1年未満の工具・器具・備品、機械油、購入した水、作業用・事務用消耗品、購入した部分品（当該工場で原材料を使用して中間製品を作成、その中間製品を製造加工のために使用した場合は、当初使用した原材料費のみを計上）、工場維持のために必要な材料・消耗品（固定資産勘定に計上すべきものは除き、工場建物・設備などの小修理に使用されたもの）

- ・通常は燃料として使用されるものでも、原材料として使用した場合、例えば電極用コークスの製造に用いられた石炭、ゴム溶剤に用いられた揮発油などは、原材料使用額に含めます。
- ・下請工場等に原材料又は製造した製品を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額を計上します（加工賃は「委託生産費」に計上します）。
- ・原材料であっても、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するものは「転売した商品の仕入額」に記入してください。

●「燃料使用額」

生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費（石油、ガス、石炭等）、自家発電用の燃料費などを記入してください。

仕入れてそのまま販売するものは含めません。「転売した商品の仕入額」に記入してください。

●「電力使用額」

照明や空調に利用されたものやこの事業所で購入した電力の使用額を記入してください。

ただし、自家発電分は除きます。

●「委託生産費（外注加工費）」

この事業所が所有する原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃を記入します。この場合、支給した原材料等は、「原材料使用額」に記入してください。原材料等を支給しない(※)で、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の買取代金は含めません。

(※)原材料を「他企業の事業所」が自ら調達した場合（この事業所が所有する原材料の所有権を「他の事業所」に移転して製造加工させた場合も含みます）。

●「製造等に関連する外注費」

- ・事業所収入（「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」）に直接関連する外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用を記入してください。
- ・委託生産費（外注加工費）、派遣会社への支払額、固定資産に計上されるものは除きます。
- ・警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理・販売部門における外注費用は除きます。

●「転売した商品の仕入額」

以下のような計算により、令和5年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額を記入してください。

ここに記入がある場合は、第1面「11 事業別売上（収入）金額」のうち「④卸売の商品販売額」又は「⑤小売の商品販売額」も記入してください。

年初転売品在庫額 + 当年転売品仕入額 - 年末転売品在庫額

なお、転売品とは、他の企業から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものを含めます（ただし、食品品の真空包装及び医薬品の小分けは除きます）。

19 有形固定資產

第1面の「4 この事業所の従業者数」欄の（3）が 10人以上29人以下の場合は、★印の欄（黄色）のみ記入してください。
9人以下の事業所については記入不要です。

◆金額は、帳簿価額で記入してください。それが困難な場合は、見積もり価額（「取得額」の欄については購入価額）によってください。
借用・借地の場合は、その旨を備考欄に記入してください。

◆有形固定資産を「土地」と「有形固定資産計（土地を除く。）」に区分して記入してください。

◆この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の有形固定資産は含めません。

	土 地	工場及び事業所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、農園などの経営附属用の土地（構外のものを含む）
有形 固定 資産	①建 物	工場、事業所、社宅、その他経営附属物（構外のものを含む）、附属設備（エレベーター、暖房・照明・通風設備など）
	②構築物	ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など （減価償却の対象となるものに限ります。また、構外のものも含みます。）
	③機械、装置	原動機類、製造加工用の機械、装置、コンベヤ、ホイスト、起重機（建物に附属するものを除く）などの運搬設備、その他附属設備 溶鉱炉、れんが窯、分溜塔など、物に物理的又は化学的变化を加える固定設備も含む
	④船舶	船舶、水上運搬具
	⑤車両、運搬具	鉄道車両、自動車、その他陸上運搬具など
	⑥工具、器具、備品等	容器を含み、 耐用年数1年以上 で特例を除き1件 10万円以上 のもの

(注) 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産を一括償却資産として処理した場合は、有形固定資産に記入する必要はありません。

●「年初現在高」

以下の計算により、「土地」「有形固定資産計（土地を除く。）」とも、令和5年の年初現在高を、帳簿価額（資産台帳、財産目録、貸借対照表 など）によって記入してください。

なお、減価償却を間接法によって行う場合の帳簿価額とは、減価償却累計額を当該有形固定資産勘定から差し引いたものをいいます。

$$\text{年初現在高} = \text{前年年初現在高} + \text{前年取得額} - \text{前年除却額} - \text{前年減価償却額}$$

●「取得額」

令和5年の **1年間増加額を帳簿価額で記入** してください。また、この事業所が使用するために外国から直接輸入したもの（貿易業者などを通じて輸入したものを含む）は、中古であっても「新規のもの」の欄に記入してください。

「土地」

- ・土地の取得額は、**令和5年中に登記が済んだ土地の金額**をすべて記入してください。
- ・埋立て、地盛り、地ならしなどの造成、改良などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- ・原材料採取のために取得した土地も含めます。
- ・**借地分は除きます。**（借地の場合は備考欄にその旨記入してください。）

「有形固定資産計（土地を除く。）」

- ・令和5年の1年間の購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受入れ、建設仮勘定からの振替などによる取得額を、**帳簿価額又は評価額で記入**してください。
- ・増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- ・「新規のもの」は第1面「12 設備投資の有無及び取得額」の「有形固定資産（土地を除く）」と一致します。
- ・**借用分（リース、レンタル等を含む）は除きます。**

●「除却・売却による減少額」

「土地」

- ・売却などによる除却額を記入してください。
- ・原材料を採取したために枯渇資産として減耗償却したものも、土地の除却に含めます。

「有形固定資産計（土地を除く。）」

- ・売却、撤去、減失などによる除却額を記入してください。
- ・災害などにより部分的損失が生じ、その資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入してください。

●「減価償却額」

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。

なお、減価償却額がなかった場合は、減価償却額の欄に「0」を記入してください。

●「建設仮勘定」

「建設仮勘定」とは、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するときに、完成まで数年を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられるものです。

「建設仮勘定」を設定している事業所については、令和5年1年間にこの勘定の借方に仕付けられた金額を「増」に、同期間内にこの勘定の貸方に仕付けられた金額（この勘定から有形固定資産勘定に振り替えられた金額）の合計を「減」に記入してください。

ソフトウェアなどの無形固定資産及び土地は除きます。

20 製造品在庫、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

※第1面4欄「この事業所の従業員数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、製造品①、半製品及び仕掛品②のみ記入してください。
※9人以下の事業所は、記入不要です。

(1) この事業所の所有するものについて記入してください。

(2) 原材料を他企業に支給して製造させた委託生産品はここに含め、他企業から支給された原材料による受託加工品と仕入れて又は受け入れてそのまゝ販売するもの(転売品)は含めないでください。

(3) 30人以上の事業所は、製造品の年末在庫額と21欄目の製造品在庫額計は一致します。

区分

製造品①★

半製品及び仕掛品②★

原材料及び燃料③

合計 ①+②+③

千圓：百圓：十圓 億：千円：百万円 千万：万：円

千圓：百圓：十圓 億：千円：百万円 千万：万：円

千圓：百圓：十圓 億：千円：百万円 千万：万：円

千圓：百圓：十圓 億：千円：百万円 千万：万：円

年初

27600.0000

11380.0000

54700.0000

93680.0000

年末

58040.0000

14770.0000

44190.0000

117000.0000

21 製造品出荷額、在庫額等

※「ア 品目別製造品出荷額」、「ウ 加工費収入額」は、同封の「分類表」4～88ページを参照し、記入してください。

ア 品目別製造品出荷額★

(令和5年1月から12月までの1年間)

(酒類、たばこ類、揮発油税及び地方揮発油税を含む)

自分が所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)はここに含めてください。
仕入れて又は受け入れてそのまゝ販売するもの(転売品)はここに含めます。第1面11欄「事業別売上(収入)金額」のうち「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」欄に記入してください。

イ 品目別製造品在庫額

(令和5年12月31日現在)

品目番号

番号

製造品名

数量

単位名

数量

金額

数量

金額

千圓：百圓：十圓 億：千円：百万円 千万：万：円

千圓：百圓：十圓 億：千円：百万円 千万：万：円

①

271911

金銭登録機(レジスタ)

8380.0000

91

1113950.0000

②

30141

液晶テレビジョン受信機

台

22,270

1113950.0000

825

40460.0000

③

30231

カーナビゲーション

台

4,683

2529320.0000

597

11960.0000

④

302319

その他の電気音響機器

台

1,328

26570.0000

100

500.0000

製造品出荷額 計

399220.0000

製造品在庫額 計★

58040.0000

ウ 加工費収入額★

(令和5年1月から12月までの1年間)

他企業(国内外にかかわらず)が所有する原材料又は製品に加工費を令和5年中に引き渡したものに對して受け取ったものは受け取るべき加工費を記入してください。

番号

加工品名

金額

千圓：百圓：十圓 億：千円：百万円 千万：万：円

①

3014991

ラジオ受信機・テレビジョン受信機(買加工)

65420.0000

②

3023991

電気音響機械器具・同部分品・取付具・附属品(買加工)

11120.0000

加工費収入額 計

76540.0000

エ 製造業以外の収入額★

(令和5年1月から12月までの1年間)

製造業以外の収入額がある場合は、同封の「分類表」89～92ページを参照し、記入してください。

番号

その他収入の種類名

金額

千圓：百圓：十圓 億：千円：百万円 千万：万：円

①

7500000

電気供給サービス(電気事業者向け、その他事業者向け、一般消費者向け)

3000.0000

②

8900000

自動車整備、産業用機械・その他各種機械保守・修理サービス

420.0000

記入上

一

製造品の出荷がなくとも、品目番号、数量、単位名、在庫数、金額を記入してください。

記入上の注意

一致します

記入上の注意

●製造品の出荷がなく在庫のみの場合でも、品目番号、製造品名、数量単位名、在庫数量、在庫金額を記入してください。

20 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

※第1面の「4 この事業所の従業者数」欄の(3)が 10人以上 29人以下の場合は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。
9人以下の事業所については記入不要です。

- この事業所が所有するものについて記入してください。
- 原材料を他の企業に支給して製造させた委託生産品（製造品、半製品、仕掛品）の在庫も含めます。
- 下請賃加工のために他の企業から支給された原材料及び加工済みの受託生産品の在庫は含めません。
- 仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含めません。
- 20 欄の「製造品の年末在庫額」は、21 欄の「イ 品目別製造品在庫額計」と必ず一致します。**
- 「年初」欄には令和4年12月31日から令和5年1月1日に繰り越されたものを、「年末」欄には令和5年12月31日現在のものを、帳簿価額により記入してください。それが困難な場合は、それぞれ年初、年末の見積もり市価によって記入してください。

製造品	完成品だけでなく部分品を含み、事業所の最終の製造過程を完了した生産物を製造品という。
半製品	製品が二つの工程又は数個の工程で完成されるとき、一つ又は数個の工程を終了しており、そのまま出荷（販売）または貯蔵可能な状態の生産物を半製品という。
仕掛品	製造品及び半製品を製造する過程で、まだ製造品や半製品になっていない状態にある生産物を仕掛品という。

21 製造品出荷額、在庫額等（次のページに続きがあります。）

※第1面の「4 この事業所の従業者数」の(3)が29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。

- 「ア 品目別製造品出荷額」については、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額を含めて記入してください。
- 「番号」、「製造品名」、「数量単位名」、「賃加工品名」、「その他収入の種類名」は、同封の『分類表（製造業）』をご覧ください。
記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、金額の多い順に記入してください。
- 「数量」の記入は、指定された「数量単位名」を用います。
なお、『分類表（製造業）』に数量単位名が指定されていない品目（数量単位名が「－」となっている品目については、数量を記入する必要はありません。また、船舶の場合は以下の例を参照してください。

- 数量(船舶の例)
- ・船舶(製造品番号 313111~313116 に該当する船舶)について <記入例>
ては「隻数、総t数」の両方を記入し、隻数を必ず○で囲みます。
(例) 2隻・1600 総tの場合・・・②/1600)
 - ・上記以外の小分類 313 (3134 を除く) に属する数量を調査している品目については、隻数のみを記入してください。
- 品目別製造品出荷
(令和6年1月から12月
までの累計値)
品目別、品目数、数量、価格及び

7 品目別製造品出荷額		自己所有する原料物産他業の国内事業用、製造に製造主たる（変性生産品）はここに含めてください。 輸入品は加工されたものの国内事業用の（転売品）はここに含みます。【注】事業用売上（収入）金額のうち（転売の商品販売額）代価（仕入れ額を含む）又は1/5売上の金額（欄）に記入してください。																		
⑤	⑥	番号	製造品名				数量 単位名	数量	金額											
								千円未満の端数	千円	百円	十円	円	角	分	厘	微	渺	渺		
		3	1	3	1	1	6	特殊用途汎用船舶新造	隻/艘	0	1,800	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	1	3	1	2	3	製鋼国内船舶の改造・修理	隻	4						1	5	3	6	0